



平成 26 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 エコートレーディング株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 一彦  
(コード：7427、東証第一部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 堀 和仁  
(TEL. 0798-41-8317)

## 新株予約権（有償ストックオプション）の消滅及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 11 日に「新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ」で開示し、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して、発行した新株予約権のすべてが消滅することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

< 平成25年 新株予約権 >

(1) 取締役会決議日	平成25年4月11日
(2) 新株予約権の権利行使期間	平成27年6月1日から平成28年5月31日
(3) 新株予約権の割当対象者	当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員 ならびに当社子会社の取締役及び従業員
(4) 新株予約権の権利行使価格	1株当たり851円
(5) 発行した新株予約権の数	3,000個
(6) 消滅後の新株予約権の数	0個

## 2. 新株予約権の消滅の理由

当社が発行した上記新株予約権は、下記の「新株予約権の行使の条件」があり、この第1項(i)に抵触するため、当該新株予約権の全てが消滅するものであります。

### < 新株予約権の行使の条件 >

1. 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、下記(i)及び(ii)に掲げる条件が全て満たされた場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
  - (i)平成26年2月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)において営業利益が660百万円以上であること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
  - (ii)平成27年2月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)において営業利益が700百万円以上であること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。

## 3. 新株予約権の消滅日

平成26年4月18日

## 4. 今後の見通し

上記新株予約権の消滅により、平成27年2月期 第1四半期において特別利益3,600千円を計上する予定であります。

以 上